

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの加工施設及び使用施設の保安規定変更認可申請に係る面談

2. 日時: 令和2年6月10日(水) 15:30~16:30

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室※TV会議にて実施

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部研究炉等審査部門

菅原企画調査官、来住管理官補佐、本多主任安全審査官、川末主任安全審査官、小舞管理官補佐、田村管理官補佐、堀内安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

人形峠環境技術センター	安全管理課	課長他10名
安全・核セキュリティ統括部	品質保証課	課長他 3名
安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ推進室	主査他 1名

5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から令和2年5月11日に申請のあった、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの加工施設及び使用施設の保安規定変更認可申請について、原子力機構から資料に基づき主に以下の説明があった。

○令和2年6月5日に面談※で指摘のあった、使用施設、加工施設の保安規定審査基準規則の要求事項と保安規定の改定案対比表の記載不足については、追記のうえ、次回面談時に提出する。

○引継時に実施すべき事項及び操作前操作後に確認すべき事項については、加工施設の保安規定 29 条及び 30 条に紐付く下部要領を説明することで、要求事項を満たすものと考えている。

○保全区域については、管理区域以外で管理すべき区域と理解しており、非常用 DG 建屋等を対象にすることを検討しているが、具体的な保全区域の設定基準を示していただきたい。

○管理区域内の汚染のおそれがない区域における物品等の移動については、使用施設において新たに要求された事項であるが、使用施設には第一種、第二種管理区域の設定がないことから本件は適用外であると考えている。適用する場合についての考え方を示してほしい。

○環境放射線モニタリングについて、令和2年6月5日の面談※で核燃料施設等監視部門から説明を受け、周辺監視区域の線量測定では不足との指摘を受けてい

ると認識した。モニタリング実施項目について原子力機構内で差が出る可能性もあり、何が不足しているのかを明確に示していただきたい。

○経年劣化に係る評価、加工施設の長期施設管理方針については、運転を停止して廃止措置に向かっていることもあり、経年劣化に係る評価、加工施設の長期施設管理方針は運転時取るべき措置であることから要領を定めていない。

(2)原子力規制庁から、以下の点について伝えた。

○確認依頼のあった事項については、原子力規制庁において確認のうえ回答する。

○重大事故及び大規模損壊発生時に講じる措置については、廃止措置段階に向かっているという施設の特殊性を考慮した上で今後どのような計画を作るのか十分検討する必要がある。

○本日説明のあった内容を踏まえ、引き続き確認のうえ、必要に応じて説明を求める。

(3)原子力機構から承知した旨発言があった。

6. 資料

・JAEA人形峠(使用)保安規定指摘・コメント表

・JAEA人形峠(加工)保安規定指摘・コメント表

・6/5の面談時の資料

JAEA保安規定変更認可申請事項整理表

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

[令和2年6月5日 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の3条改正に伴う保安規定の変更認可申請に係る設置者ヒアリング](#)